

さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市における再犯防止に関する施策について、専門的かつ多様な意見を聴取するため、さいたま市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) さいたま市再犯防止推進計画の推進等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、オブザーバーとして協議会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。